

平成30年度

在ウズベキスタン

日本国大使館

領事手数料

適用期間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	項 目	料 金 単位（スム）	
	遺産の保護管理	遺産総額の2/100	
	遺言の公証	407,000	
証 明 関 係	国籍証明	314,000	
	在留証明	86,000	
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	86,000	
	職業証明	143,000	
	翻訳証明	314,000	
	署名または印章の証明	官公署に係るもの	321,000
		その他のもの	121,000
	遺骨証明	179,000	
	原産地証明	314,000	
	日本品の外国輸入証明	271,000	
	船内遺留品目録証明	64,000	
	航行報告証明	93,000	
上記以外の証明	150,000		
旅 券 関 係	10年旅券 注) 一般旅券の更新・再発給等	1,143,000	
	5年旅券 注) 同上	786,000	
	12歳未満の旅券発給 注) 同上、なお5年旅券のみ	429,000	
	限定旅券 注) 渡航先・期間等を限定したもの	429,000	
	渡航先追加 注) 限定旅券に対してのみ	114,000	
	査証欄増補 注) 1旅券1回限り	179,000	
	帰国のための渡航書	179,000	